

こ成母第 113 号  
令和 7 年 2 月 14 日

都道府県知事  
各 保健所設置市市長 殿  
特別区区长

こども家庭庁長官  
( 公 印 省 略 )

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 34 号本職通知「母子保健衛生費の国庫補助について」の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(保健所設置市市長、特別区区长を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。



新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」(令和6年4月1日こ成母第90号・医政発0401番第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知)に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う性と健康の相談センター事業のうち「<u>母子保健医療対策総合支援事業の実施について</u>」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)の別添2の3(12)(13)を除く事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業</p> <p>(11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業</p> <p>(13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に対して、都道府県が補助する事業(間接補助事業)</p> <p>4～14 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」(令和6年4月1日こ成母第90号・医政発0401番第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知)に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う性と健康の相談センター事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業</p> <p>(11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業</p> <p>(13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に対して、都道府県が補助する事業(間接補助事業)</p> <p>4～14 (略)</p>

新

別表 (略)

別紙様式第1 ~ 別紙様式第2 (略)

旧

別表 (略)

別紙様式第1 ~ 別紙様式第2 (略)

新

様式1 国語補助金所管部課長（点検補助分）  
（経過措置・指定コース・新規活用）

Table with columns for '項目' (Item), '事業年度' (Fiscal Year), '事業内容' (Project Content), and '事業費' (Project Cost). Rows include categories like 'こどもの心の発達ネットワーク事業' (Children's Mental Development Network Project), '向上学習の推進' (Promotion of Upward Learning), '不登校児童生徒の支援' (Support for Truancy), '読書・出版' (Reading and Publishing), 'ICT活用' (ICT Utilization), '生涯学習' (Lifelong Learning), '生涯学習支援' (Lifelong Learning Support), '生涯学習推進' (Lifelong Learning Promotion), '生涯学習支援' (Lifelong Learning Support), '生涯学習推進' (Lifelong Learning Promotion), '生涯学習支援' (Lifelong Learning Support), '生涯学習推進' (Lifelong Learning Promotion).

当該年度開始の1月1日現在の住民基本台帳人口（世帯数）  
注1 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注2 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注3 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注4 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注5 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注6 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注7 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注8 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注9 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注10 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。

別添（様式1-1） ～ 別紙様式第3（略）

旧

様式1 国語補助金所管部課長（点検補助分）  
（経過措置・指定コース・新規活用）

Table with columns for '項目' (Item), '事業年度' (Fiscal Year), '事業内容' (Project Content), and '事業費' (Project Cost). Rows include categories like 'こどもの心の発達ネットワーク事業' (Children's Mental Development Network Project), '向上学習の推進' (Promotion of Upward Learning), '不登校児童生徒の支援' (Support for Truancy), '読書・出版' (Reading and Publishing), 'ICT活用' (ICT Utilization), '生涯学習' (Lifelong Learning), '生涯学習支援' (Lifelong Learning Support), '生涯学習推進' (Lifelong Learning Promotion), '生涯学習支援' (Lifelong Learning Support), '生涯学習推進' (Lifelong Learning Promotion), '生涯学習支援' (Lifelong Learning Support), '生涯学習推進' (Lifelong Learning Promotion).

当該年度開始の1月1日現在の住民基本台帳人口（世帯数）  
注1 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注2 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注3 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注4 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注5 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注6 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注7 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注8 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注9 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。  
注10 「国語補助金」欄は、国語補助金（国語）の「国語」に該当するものを示す。

別添（様式1-1） ～ 別紙様式第3（略）





【改正後全文】

こ成母第 34 号  
令和 5 年 6 月 30 日  
一部改正 こ成母第 14 号  
令和 6 年 1 月 17 日  
こ成母第 198 号  
令和 6 年 6 月 5 日  
こ成母第 113 号  
令和 7 年 2 月 14 日

都道府県知事  
各 保健所設置市市長 殿  
特別区区长

こども家庭庁長官  
( 公 印 省 略 )

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。なお、平成 26 年 5 月 30 日厚生労働省発雇児 0530 第 3 号「母子保健衛生費の国庫補助について」は廃止する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(保健所設置市市長、特別区区长を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。

## 別 紙

### 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

#### (通則)

- 1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知）及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」（令和 6 年 4 月 1 日こ成母第 90 号・医政発 0401 第 3 号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業
  - (2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う性と健康の相談センター事業のうち「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知）の別添 2 の 3 (12) (13) を除く事業
  - (3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業
  - (4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業
  - (5) 市町村が行う産婦健康診査事業
  - (6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業
  - (7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業
  - (8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業
  - (9) 令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業
  - (10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業
  - (11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

- (12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業
- (13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業  
に対して、都道府県が補助する事業（間接補助事業）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3のうち市町村が行う(4)及び都道府県が行う(13)を除く事業（直接補助事業）

- ① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。

(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業（直接補助事業）

- ① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうちこども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- ② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(3) 3のうち都道府県が行う(13)の事業（間接補助事業）

① 市町村ごとに、交通費及び宿泊費それぞれについて、別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額の合計額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。  
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

(1) から (3) まで、(7) 及び (8) に掲げる条件。

ただし、(1) から (3) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とある

のは「都道府県知事」と、(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(7)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとし、(7)のただし以降の記載は削除するものとする。

- (11) 間接補助事業者から間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ毎年度7月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

- (2) (1)以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書を毎年度7月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

- 8 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)、(8)、(9)、(10)、(11)及び(12)の事業についてこども家庭庁長官の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

- 9 こども家庭庁長官は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、

国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) (1)以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)、(8)、(9)、(10)、(11)及び(12)の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	こどもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県（指定都市）当たり 1,475,000 円×実施月数	こどもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	性と健康の相談センター事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 基本分補助単価 856,000 円×実施月数</p> <p>2 加算分補助単価</p> <p>(1) 夜間・休日対応加算 58,300 円×実施月数 ※ ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週 40 時間を超える時間は、当該 40 時間を超える時間を 14 時間で除した数（小数点以下四捨五入）を実施月数に乗ずることができる。</p> <p>(2) 特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算 【直営の場合】</p> <p>① 運営費 166,000 円×実施月数</p> <p>② 初回産科受診料等支援 10,000 円×助成件数</p> <p>③ 交通費支援 2,000 円×助成件数</p> <p>【委託の場合】（1 団体当たり）</p> <p>① 運営費 331,100 円×実施月数</p> <p>② 初回産科受診料等支援 10,000 円×助成件数</p> <p>③ 交通費支援 2,000 円×助成件数</p> <p>(3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】</p> <p>① 運営費 180,500 円×実施月数</p>	性と健康の相談センター事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

	<p>② SNS等運用加算 10,888,000円(年額)</p> <p>③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数</p> <p>【委託の場合】(1団体当たり)</p> <p>① 運営費 387,500円×実施月数</p> <p>② 夜間・休日対応加算 58,300円×実施月数</p> <p>③ SNS等運用加算 10,888,000円(年額)</p> <p>④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数</p> <p>(4) 出生前遺伝学的検査加算</p> <p>① 運営費 151,700円×実施月数</p> <p>② 研修費 28,700円×実施月数</p> <p>(5) HTLV-1母子感染対策加算 1都道府県あたり1,695,000円</p> <p>(6) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算</p> <p>① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 688,000円×実施月数</p> <p>② ピア・サポート活動等への支援 201,000円×実施月数</p> <p>(7) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算 7,700円(実際の相談費用の7割相当額を上限とする。)×相談件数</p>		
不育症検査費用助成事業	<p>1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)(令和4年12月1日厚生労働省告示第340号) 検査費用の7割相当額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000円を上限とする。)×実施件数</p> <p>2 広報啓発費用(事務費) 1自治体当たり 2,846,000円</p>	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)並びに報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

妊娠・出産  
包括支援  
事業

○市町村事業（ただし、1（2）多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業）

妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費

2分の1

1 産前・産後サポート事業

(1) 相談支援等

1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分（人）	単価（円）
2万人未満	170,900
2万人以上5万人未満	264,700
5万人以上10万人未満	505,300
10万人以上30万人未満	1,031,900
30万人以上70万人未満	1,337,000
70万人以上150万人未満	1,996,400
150万人以上	2,758,500

(2) 多胎妊産婦等支援

① 多胎ピアサポート事業

1 都道府県又は市町村当たり  
208,200円×実施月数

② 多胎妊産婦等サポーター等事業

1 都道府県又は市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分（人）	単価（円）
2万人未満	164,800
2万人以上5万人未満	226,900
5万人以上10万人未満	413,100
10万人以上30万人未満	454,500
30万人以上70万人未満	475,200
70万人以上150万人未満	661,400
150万人以上	764,900

(3) 妊産婦等への育児用品等支援

1,700円×実施件数

※多胎及び同一年度内に2回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。

(4) 出産や子育てに悩む父親支援

① 運営費及び研修費

1 市町村当たり  
154,800円×実施月数

② ピアサポート事業

1 市町村当たり  
59,000円×実施月数

2 産後ケア事業

(1) デイサービス・アウトリーチ型

1 か所あたり 1,727,700 円(※)×実施月数

※ ただし、各事業者における上記の 1 か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。

ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を 1,727,700 円で除して得た数値(小数点第 2 位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が 1 を超える場合は 1 とする。)

イ 1,727,700 円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。

(2) ショートステイ型

1 か所あたり 2,519,600 円(※)×実施月数

※ ただし、各事業者における上記の 1 か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。

ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を 2,519,600 円で除して得た数値(小数点第 2 位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が 1 を超える場合は 1 とする。)

イ 2,519,600 円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。

(3) 24 時間 365 日受入体制整備加算

1 か所あたり年額 2,806,900 円

(4) 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算

1 回(泊)あたり 5,000 円

(5) (4) 以外の世帯に対する利用料減免加算

1 回(泊)あたり 2,500 円

(産婦 1 人当たり乳児 1 人の出産につき 5 回(泊)を上限とする。)

※ (5) について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。

(6) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算

1 人あたり日額 7,000 円

3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業

※ 本事業のみの実施も可能とする。

・産前・産後サポート事業の実施場所の修

	<p>繕</p> <p>1 市町村当たり 3,240,000 円</p> <p>・産後ケア事業の実施場所の修繕</p> <p>1 市町村当たり 7,560,000 円</p> <p>4 こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター機能部分) 開設準備事業</p> <p>1 市町村当たり 3,700,500 円</p> <p>○都道府県事業</p> <p>・妊娠・出産包括支援推進事業</p> <p>1 都道府県当たり 1,381,400 円</p> <p>・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算</p> <p>1 都道府県あたり 338,000 円</p>		
産婦健康 診査事業	5,000 円×実施回数 (対象者 1 人につき 2 回を限度とする。)	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2 分の 1
新生児聴 覚検査体 制整備事 業	<p>1 新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>1 都道府県当たり 2,373,400 円</p> <p>2 新生児聴覚検査管理等事業</p> <p>1 都道府県当たり 10,000,000 円</p> <p>3 聴覚検査機器購入支援事業</p> <p>3,600,000 円×医療機関数</p>	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2 分の 1
予防のた めのこど もの死亡 検証体制 整備モデ ル事業	1 都道府県当たり 12,647,020 円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保管料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 分の 10

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1 市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回(限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2 分の 1
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	1 令和 2 年 7 月豪雨 ① 相談支援等事業 572,390 円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施 (県) 982,240 円 (指定都市、中核市) 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2 分の 1
	2 令和 6 年能登半島地震 ① 相談支援等事業 572,390 円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施 (県) 982,240 円 (指定都市、中核市) 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入	4 分の 3

		費	
母子保健 対策強化 事業	○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 1市町村当たり 6,043,000円	母子保健対策強化事業 (市町村事業)に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	○都道府県事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 I 母子保健事業等推進体制整備事業 1都道府県当たり 2,373,000円 II 各種健診等管理等事業 1都道府県当たり 10,000,000円	母子保健対策強化事業 (都道府県事業)に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
低所得の 妊婦に対 する初回 産科受診 料支援事 業	10,000円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
妊婦訪問 支援事業	① 活動費 9,550円×訪問回数 ② 民間へ委託する場合の事業費 1事業者あたり 年額564,000円	妊婦訪問支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
間接補助 事業	妊婦に対 する遠方 の分娩取 ① 交通費(往復分) 妊婦1人につき、タクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じて	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に	3分の2

	扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	<p>           得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額         </p> <p>           ② 宿泊費            妊婦1人につき、実費額(市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。)から、1泊当たり2,000円を控除した額         </p>	必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	
--	-------------------	---	------------------------	--